

川北町 地域クラブの認定に関する要項

1 目的

この要項は、川北町教育委員会（以下「教育委員会」と言う）が、川北町立川北中学校部活動における 地域展開を進めるにあたり、地域において適切な活動を提供する団体を川北町認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」と言う）として認定し、中学生の地域における安全かつ安心なスポーツ活動及び文化活動に係る環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ及び生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2 認定の要件

認定地域クラブの認定要件は、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 1 2 月 文部科学省）に基づき、次のとおりとする。

(1) 運営組織・体制に関する要件

① 組織の適正性

- ・川北町スポーツ協会へ加盟または準加盟をしている競技であること。（ただし、教育委員会が特別な理由により認めた場合はこの限りではない）
- ・営利目的を主とした運営でないこと。
- ・社会通念上適正な規約または会則（目的、入退会、会費、役員配置、個人情報保護、総会等）が整備されていること。

② 責任の所在

- ・活動に関わるすべての責任が、認定地域クラブに帰属することを認識していること。

③ 会費設定

- ・運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。

(2) 対象生徒・活動拠点に関する要件

① 活動拠点

- ・川北町内を活動拠点とすること。

② 受け入れ体制

- ・原則として、参加を希望する町内の中学生すべてを受け入れること。

③ 参加者の構成

- ・町内中学生が参加し、かつ参加者の過半数が町内の学校に在籍すること。（ただし、教育委員会が特別な理由により認めた場合はこの限りではない）

(3) 活動内容・遵守事項に関する要件

① ガイドラインの遵守

- ・川北町が定める「中学校運動部活動のガイドライン」を遵守すること。

② 適正な活動時間等の設定

- ・生徒の成長期に合わせ、活動日数、休養日、活動時間、天候状況等に配慮した適切な活動設定を行うこと。
- ・①によらず、生徒の安全・健康に留意した上で、週当たりの活動時間が 1 1 時間程度の範囲内に収まり、かつ、地域指導者による指導や、兼職兼業で指導に当たる教員の本務に支障がなく活動を実施できる場合には、週当たり 2 日以上以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週 3 日以内

に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とすること。

③ 人権の尊重

・体罰、暴言、ハラスメント、いじめ等の行為を一切行わず、人権を尊重した活動を行うこと。

④ 個人情報の取り扱い

・個人情報について、適切に管理すること。

(4) 安全管理・指導者の資質に関する要件

① 保険への加入

・指導者および生徒等の活動中（活動場所への移動中も含む）の負傷や事故を補償する保険に加入していること。

・保護者の車を使用し大会や練習試合等の送迎を行う場合、搭乗者傷害保険に加入していること。

② 活動場所（大会・練習試合等を含む）への移動

・安全確保を第一とし、その方法については事前に保護者の同意を得、公共交通機関や貸切バス、保護者による送迎及び自転車とする。

・特に、遠方への移動の場合は、目的、行き先、移動手段等を含め保護者の同意を得ること。

・指導者の自家用車による送迎は禁止とすること。

③ 指導者研修の受講

・県や教育委員会等が実施する指導者研修を受講すること。

(5) 学校・教育委員会との連携に関する要件

① 学校との情報共有

・生徒の活動状況等について、所属中学校と必要に応じて情報を共有すること。

② 教育委員会への協力

・認定地域クラブの代表者は、教育委員会が主催する会議に参加すること。

3 広域連携認定クラブに関する特例

(1) 広域連携による設立

① 持続的な活動を保証するため、近隣の自治体と連携し広域連携認定クラブを設立することができる。

(2) 認定要件の準用

① 広域連携認定クラブの活動は、「川北町 地域クラブの認定に関する要項」に記載した認定要件を満たすものとし、「4 認定の申請」に記載の書類等を教育委員会へ提出するものとする。

② 広域連携認定クラブに必要な事項については該当する自治体と協議のうえ決定し、定められた要項に記載する書類等の提出を以て、上記①に代えることができるものとする。

4 認定の申請

認定を申請しようとする団体は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

(1) 川北町認定地域クラブ認定申請書兼宣誓書（様式第1号）

(2) 川北町認定地域クラブ認定要件確認書（様式第2号）

(3) 団体規約または会則（任意様式）

(4) 団体役員・指導者名簿（任意様式）

(5) 活動計画及び予算書（任意様式）

(6) その他、教育委員会が必要と認める書類

5 審査及び認定の決定

教育委員会は、認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて聴き取りや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、認定の可否を決定し、書面（様式第3号）により通知するものとする。

6 認定の期間

認定の期間は、当該認定をした日から当該認定をした日の属する年度の末日までとする。

7 認定内容の変更

認定地域クラブの代表者は、認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに川北町認定地域クラブ変更届出書（様式第4号）により、教育委員会に届け出なければならない。

8 活動の休止

認定地域クラブの代表者は、認定を受けた後、活動を休止するときは、速やかに川北町認定地域クラブ休止届出書（様式第5号）により、教育委員会に届け出なければならない。

9 認定取消しの申し出

認定地域クラブの代表者は、認定を受けた認定地域クラブを廃止する場合、速やかに川北町認定地域クラブ認定取消申出書（様式第6号）により、教育委員会に届け出なければならない。

10 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件のいずれかを満たさないとき
- (2) 申請事項に虚偽があったと教育委員会が認めたとき
- (3) 活動を継続することが社会通念上著しく不相当と教育委員会が認めるとき
- (4) その他、認定を行うことが著しく不相当と教育委員会が認めるとき

11 補足

- (1) この要項に定めるもののほか、認定に必要な要件は教育委員会が別に定める
- (2) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会が社会通念に照らして判断し、決定する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

この要項は、令和8年10月1日から施行する。